



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年2月24日火曜日 第2042号

### ◇ 目次 ◇

特定計量器の定期検査の実施.....	146
市営土地改良事業の施行の同意.....	147
土地改良区役員の就退任の届出.....	147
道路の区域変更(県道宇和島城辺線).....	147
道路の供用開始( " ).....	147

### 告 示

#### ○愛媛県告示第242号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、伊予郡砥部町、四国中央市、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、伊予市、東温市、西条市及び越智郡上島町の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成21年4月1日から12月28日までの間において実施する。

平成21年2月24日

愛媛県知事 加戸守行

検査日時	検査場所	検査区域	対象となる特定計量器
平成21年午前10時から午後5月7日正午まで	砥部町広田支所	砥部町	非自動はかり(計量法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるもの及び同政令附則別表第2に掲げるものを除く。)分銅 定量おもり 定量増おもり
" 7日午後1時30分から午後3時30分まで	砥部町商工会館		
" 8日午前10時から午後3時まで	砥部町中央公民館		
" 11日午前11時から午後2時まで	新宮公民館	砥部町	
" 12日午前10時30分から午前11時30分まで	金田公民館		
" 12日午後1時から午後3時まで	上分公民館		
" 13日午前10時30分から午後3時まで	四国中央市川之江総合支所		
" 14日午前10時30分から午後3時まで	四国中央市民会館川之江会館		
" 15日午前10時30分から午後3時まで	土居文化会館		
" 18日午前10時30分から午後3時まで	寒川公民館		
" 19日午前10時30分から午前11時30分まで	中之庄公民館		
" 19日午後1時から午後3時まで	三島公民館		
" 20日午前10時30分から午後3時まで	四国中央市民会館三島会館		
6月1日午前10時から午前11時まで	松山市農協父二峰支所	久万高原町	
" 1日午後1時から午後2時まで	久万高原町公民館下畑野川分館		
" 1日午後2時30分から午後3時30分まで	直瀬住民センター		
" 2日午前10時30分から午前11時30分まで	ふるさと創造の館こかげ		
" 2日午後1時30分から午後4時まで	久万高原町役場面河支所		
" 3日午前10時30分から午後2時まで	農村環境改善センター		

" 4日午前10時から午後3時まで	久万高原町役場	松前町
" 8日午前10時から午後2時まで	松前町東公民館	
" 9日午前10時から午後2時まで	松前町北公民館	
" 10日午前10時から午後2時まで	松前町西公民館	
" 11日午前10時から午後3時まで	松前町役場	
" 15日午前10時から午後3時まで	中山農産物選果場	伊予市
" 16日午前10時から午後3時まで	ふたみ基幹集落センター	
" 17日午前10時から午後正	下灘コミュニティセンター	
" 17日午後1時30分から午後2時30分まで	大平地区公民館	
" 18日午前10時から午前11時30分まで	上野地区公民館	
" 18日午後1時から午後3時まで	中村地区公民館	東温市
" 19日午前10時から午後3時まで	福祉文化センター	
" 22日午前10時から午後3時まで	東温市川内公民館	
" 23日午前10時から午後3時まで	東温市役所(本庁車庫)	
" 24日午前10時から午後3時まで	東温市役所(本庁車庫)	
9月1日午前10時30分から午後正	中川公民館	西条市
" 1日午後1時30分から午後3時まで	田野公民館	
" 2日午前10時から午後3時まで	西条市丹原総合支所	
" 3日午前10時30分から午前11時30分まで	国安公民館	
" 3日午後1時から午後3時まで	三芳公民館	
" 4日午前10時30分から午後正	吉岡公民館	
" 4日午後1時30分から午後3時まで	周布公民館	
" 7日午前10時から午後3時まで	壬生川公民館	
" 8日午前10時から午後正	周桑農協石根支所	
" 9日午前10時30分から午後3時まで	西条市小松総合支所	
" 10日午前10時30分から午後正	西条市農協氷見支所	
" 10日午後1時30分から午後3時まで	西条市農協橘支所	
" 11日午前10時30分から午後3時まで	西条市農協大町支所	
" 14日午前10時30分から午後正	西条市農協神戸支所	
" 14日午後1時30分から午後3時まで	西条市農協飯岡支所	
" 15日午前10時から午後3時まで	西条市農協中央支所	
10月5日午後0時25分から午後0時55分まで	魚島開発センター	上島町
" 6日午前9時から午前11時30分まで	生名島開発総合センター	

" 6日	午後1時 午後4時	から まで	上島町役場
" 7日	午前10時 正午	から まで	岩城生活文化センター

○愛媛県告示第 243 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・家ノ下地区）の施行に平成21年 2月13日同意した。

平成21年 2月24日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第 244 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松野町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の

届出があった。

平成21年 2月24日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	阪 本 壽 明	北宇和郡松野町大字奥野川965番地
"	稲 田 溜	北宇和郡松野町大字目黒1283番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 武 男	北宇和郡松野町大字吉野227番地
"	布 久 光	北宇和郡松野町大字吉野580番地

○愛媛県告示第 245 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都879番 5 から 同町僧都879番10まで	旧	メートル 2 4 ~ 22 8	キロメートル 0 373	
			新	16 7 ~ 37 3	0 369	

○愛媛県告示第 246 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都879番10	平成21年 2月24日